

<論 説>

ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共同体（S I Z）の理念と現状——とくに教育分野の場合——

小 山 洋 司

目 次

はじめに

- I 自主管理社会主義の理念と制度
- II 自主管理利益共同体（S I Z）とその理念
- III S I Zの種類と組織ならびにその活動
- VI 専門教育におけるS I Zの活動の現状
 - 1) 専門教育ベオグラード市S I Zの事例
 - 2) 第2経済専門学校の事例
- V むすびにかえて——可能性と問題点——

は じ め に

今日、ソ連によって代表される「社会主義」のイメージは非常によくない。革命後60余年たったソ連の経済的達成を認める人々にとっても、ソ連はあまり魅力ある存在ではない。西側社会に住むわれわれが不満を感じるのは、何よりもまず、あまりにも巨大化した官僚主義的な国家=党機構の存在である⁽¹⁾。そこでは、勤労者大衆は統治の対象であるかの如くである。今日、われわれが社会主義論を再検討するさい、まず考慮に入れるべきは科学的社会主義の古典のなかの次の一節ではないだろうか。「国家は、ついにじっさいに全社会の代表者となることによって、自分自身をよけいなものにする。抑圧しておかなければならない社会階級がもはや存在しなくなるや、階級支配や、これまでの生産の無政府状態にもとづく個体生存闘争とともに、それらのものからおこる衝突や暴

行もまたとりのぞかれるやいなや、特殊な抑圧権力である国家を必要とするような、抑圧すべきものはもはやなくなる。国家が現実的に全社会の代表者としてたちあらわれる最初の行為——社会の名において生産手段を掌握すること——は、同時に、国家が国家としておこなう最後の自立的な行為である。社会関係への国家権力の干渉は一分野から一分野へとつきつきによけいなものとなり、ついでひとりでにねむりこんでしまう。人にたいする支配にかわって、物の管理と生産過程の指揮とがあらわれる。国家は『廃止される』のではない。それは死滅するのである。」⁽²⁾（傍点は原文のまま—引用者）

もちろん、「国家の死滅」といっても、現段階では、社会主義諸国は世界的に見ればまだ部分的な存在であるにすぎず、アメリカ帝国主義を盟主とする資本主義諸国との対抗関係にある以上、社会主義国において対外的には国家が存在すべき一定の根拠もある。しかし、そのことと、国内的にいまなお膨大な国家の官僚機構が勤労者大衆の上に聳立することとは別問題である。

ロシア革命の指導者でソ連の建国の父レーニンがマルクスと同様、官僚主義克服の努力としてパリ・コンミュンを高く評価していたことが想起されるべきである。すなわち、パリ・コンミュンが、すべての公務員が選挙されること、公務員の報酬は労働者の賃金水準をこえてはならないこと、市民の利益に反する公務員は市民によってリコールされうること、すべての市民が一度は公務員を経験することによって、官僚制度そのものをなくしてしまおうと目指していたことを高く評価しながら、レーニンは革命後のロシアにおける権力機関のソヴェトにもそのような役割をはたすことを期待したのであった⁽³⁾。

現在、社会主義諸国のなかでこのような方向で意識的な努力をおこなっているのは、おそらくユーゴスラヴィアだけであろう。筆者は、この問題を考えるさい、「国家の死滅」の条件を物質的にも主体的にも準備していくものとして自主管理利益共同体（Samoupravna Interesna Zajednica; Self-managing Community for Interest 以下、S I Z と略称）の活動に注目したい。

S I Z は教育、文化、科学、医療、保険など、そもそも市場メカニズムにはなじまないいわゆる社会的サービス（社会的活動）分野において組織されてい

る。ここではさしあたり、SIZを、「個人的欲求・利益および共通の欲求・利益を充足する制度化された自主管理の形態⁽⁴⁾」であって、経済（物質的生産分野ならびに商業・金融）諸分野と社会的サービス分野とを、国家を媒介とせず直接連関させるもの、と定義しておこう。

SIZは1974年の新憲法により、憲法上の範疇になったように、その歴史はまだ浅い。1979年発行の自主管理百科辞典も「SIZの組織化はまだ進行中である。現在存在するものは、組織的な編成の局面にあり、課せられた課題の実現におけるSIZの経験についてはほとんど語ることができない⁽⁵⁾」と述べているほどである。わが国ではSIZについてはまだほとんど紹介されていない⁽⁶⁾。SIZについては残念ながら限られた資料しかないが、本稿ではそれらにもとづきSIZの理念と組織的原理を明らかにしつつ、具体的な事例としては教育分野をとりあげて、SIZの意義と問題点について論じたい。

- (1) 筆者のソ連観については、拙稿「ソビエト社会主義建設における転換点」『現代と思想』32号、参照。
- (2) エンゲルス『デューリング論』(2)、大月書店、486ページ。
- (3) レーニン『国家と革命』岩波文庫、61—74ページ参照。
- (4) Ratko Č. Marković, Samoupravljanje u Samoupravnim Interesnim Zajednicama, u knjizi: *Enciklopedija Samoupravljanja*, Beograd, 1979, str. 561.
- (5) Pero Jurković, Sistem Društvenog Finansiranja, *Enciklopedija Samoupravljanja*, str. 523.
- (6) 筆者が知る限りでは、わが国では1980年5月31日の社会主義経済学会第20回大会（於京都大学）で岩田昌征氏が「ユーゴスラヴィア社会主義の思想的位相に関する試論」と題する報告の中でSIZに言及されたただけである。ほかに邦訳された文献では、ミロイコ・ドルーロヴィチ著、高屋定国／山崎洋訳『試練に立つ自主管理——ユーゴスラヴィアの経験——』岩波現代選書、290—294ページに簡単な説明がある。

I. 自主管理社会主義の理念と制度

周知のように、ユーゴは第2次世界大戦ではファシズムの侵略をうけたが、チトーのひきいるバルチザン部隊（その中核はユーゴ共産党）が大きな犠牲を

払いながらほとんど独力でファシズムから国を解放した。そして戦後、ユーゴは社会主義への道を歩んだ。他の東欧諸国と同様、ユーゴもソ連をモデルとして、土地改革、産業国有化など一連の政策をやつぎばやに実施し、中央集権的な計画経済の組織化に邁進した。ところが、1948年、ユーゴは突如、コミンフォルム（共産党・労働者党情報局）から除名され、ソ連・東欧諸国から経済的・軍事的圧迫をうけるに至った。これを契機に、ユーゴは独自の社会主義への道を模索し始めた。ユーゴの理論家たちは、ソヴェト社会主義を批判的に分析し、ソ連は社会主義だとはいえ、テクノクラートが支配しており、かんじんの直接的生産者＝労働者は労働の条件、手段、成果から疎外されていると見た。この矛盾を解決するのが「直接的生産者の自由なアソシエーション（連合体）、そしてその自由なアソシエーションから、有機的に自身の内的社会的法則にしたがって不断に成長してくる社会⁽¹⁾」だと考えた。そして、このような社会を建設するためには、直接的生産者をして生産手段の管理、労働の果実の分配に参加させなければならないが、それを実現するのが労働者自主管理だという結論に到達した。こうして、1950年に、「工場を労働者に、土地を農民に」を合言葉に、労働者自主管理が開始された。

中央集権的な政治制度・計画管理制度は労働者自主管理とは原理的に相いれない。1951年の新しい計画化法により、従来の指令的な中央集権的計画化は廃止され、国家計画は社会計画にとってかえられた。自主管理企業は1957年の諸法律以来、自己の利潤を、のちには純所得（ $v+m$ ）を自由に処分する権利を与えられるようになった⁽²⁾。政治制度の地域的・機能的な分権化も進められ、従来、国家がもっていた権限は漸次的に下部へうつされていった。ユーゴではこのような分権化は社会主義における「国家の死滅」の展望と結びつけて考えられている。ユーゴの理論によれば、資本主義から社会主義への移行のさい、所有関係の変革のテコとして働く国家の革命的役割を積極的に承認するものの、社会主義社会の発展とともに、国家は背景にしりぞかなければならない。生産手段の国有化は必要な通過点にすぎない。国家的所有は社会的所有の低次の段階にすぎないのであって、この段階にいつまでもとどまっていたら国家機

構の肥大化を招くのみである。国家的所有は「社会有」へ高まらなければならない。従って、「国家の死滅」に向けて意識的にとりくまなければならない、というものである⁽³⁾。

ユーゴではひんぱんに制度改革がおこなわれており、自主管理制度の発展および政治制度・計画管理制度の分権化の過程をここで逐一フォローすることはできない。ユーゴの著名な経済学者ドルフ・ピチャニッチはユーゴにおける自主管理の発展の方向を特徴づけて、「4つのD」をあげている。それらは上述の分権化（Decentralization）のほかに、「非国家化」（De-etatization）、「非政治化」（Depoliticization）、民主化（Democratization）を意味する⁽⁴⁾。

現在、連邦政府は軍事、外交、統一的市場の確保、共通の通貨、貿易政策や政治制度の諸原則ならびに民族的、個人的諸権利の保証といった非常に限られた権限しかもっていない⁽⁵⁾。それ以外の権限は共和国・自治州（ユーゴには6つの共和国と2つの自治州がある）およびコンミュンに委ねている。たとえば、教育は連邦政府の権限には属さず、共和国・自治州とコンミュンに属する。共和国や自治州の政府には教育・科学省があるが、連邦政府には教育・科学省はない。

ユーゴではコンミュンの役割がとくに重要である。ユーゴ全土には520のコンミュンがある。ユーゴの面積が25.6万平方キロメートル、人口が2260万人であるから、1つのコンミュンが平均して500平方キロメートルの広さと4万4000人の人口をもっていることになる。コンミュンはさらにその内部に平均して21の地域共同体（mesna zajednica）と55の集落（naselje）をかかえている⁽⁶⁾。コンミュンは日本の市町村に相当するが、それらとは比べものにならないほど大きな権限をもっている。ミロイコ・ドルーロヴィチによれば、コンミュンは次のような3つの役割をもっている。

- (1) 統治の手段であり、統一的制度の一部として地域レベルの業務をおこなう役割
- (2) 市民および労働組織に一定の都市機能水準を保障するために配慮する役割（水道、電気、下水道、地方商業、等）

(3) 労働者、経済組織から、共和国や連邦に至るまでの、種々の自主管理機関および利害関係を結合させ、相反する利害関係が生じた場合にはそれを調和させる役割⁽⁷⁾

コンミューンはのちにみるように、S I Zを設立するさいの地域的な単位となるし、また、多くの共通の事業をめぐってコンミューンは近隣のコンミューンと協力し、連合するので、コンミューンは自主管理的地域の統合の枠組であり、基礎であると位置づけられている⁽⁸⁾。

コンミューンの権限がいかにか大きいかは財政の構造をみればよくわかる。やや古いデータだが、第1表は1966年度の予算支出をしめしたものである。教育

第1表 1966年度の予算支出の分野別・主体別構成

(パーセント)

	連 邦	共和国なら びに自治州	コンミューン
実質支出全体	45.8	19.4	34.8
教 育	0.1	21.5	78.4
科学・文化	5.3	58.1	36.6
社会福祉・医療	52.0	11.6	36.4
公益事業	—	16.2	83.8
公務行政	16.7	40.0	43.3
国防	99.7	—	0.3
インフラストラク チャーへの投資	5.3	38.8	55.9

出所：Branko Horvat, *The Yugoslav Economic System: The First Labor-managed Economy in the Making*, p. 249.

の分野は軍事とは全く対照的であって、教育分野の予算支出の総額のうち連邦が支出したものはわずか0.1パーセントにすぎず、共和国・自治州が21.5%、コンミューンが78.4%にのぼった。この時点では、社会福祉と医療の分野で連邦がまだ大きな役割をはたしているが、S I Zの発展とともに、この分野への連邦政府の関与の割合は著しく低下していった⁽⁹⁾。

- (1) シンポジウム「ユーゴ社会主義の理念と現実」（山崎洋・岩田昌征・岸本重陳）『経済評論』1970年6月号，119ページ。このような考え方は、「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々との結合体」（『資本論』第1巻，マルクス・エンゲルス全集23a，大月書店，105ページ）として社会主義社会を構想したマルクスの考え方に由来する。
- (2) ユーゴの自主管理制度については長砂実「ユーゴスラヴィアにおける連合労働組織の自主管理」『経済民主主義と経営参加』関西大学経済・政治研究所，1981年，を参照。
- (3) カルデリ著／山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラヴィアの挑戦——』大月書店，第1章を参照。

なお，1952年には，ユーゴ共産党はユーゴ共産主義者同盟へと名称変更した。これにはたんなる名称変更にとどまらない重要な意味がある。「強力ですべてを包括する党組織」という考え方は労働者自主管理の精神として原理的に対立する。前衛党が国家と癒着して，上から行政的にすべてを指導するという従来やり方を改め，共産主義者同盟は政治的・イデオロギー的指導に自らの役割を限定するという姿勢を示したものであり，「国家の死滅」の展望とかかわらせて考えると積極的な意味があると思われる。

Rudolf Bičanić, *Economic Policy in Socialist Yugoslavia*, Cambridge University Press, 1973, p. 69.

- (4) *Ibid.*, p. 67.
- (5) Denison Rusinow, *The Yugoslav Experiment 1948 -1974*, University of California Press, Berkley and Los Angeles, 1977, pp. 284-285.
- (6) Lazar Djurovski, *Opština u Samoupravnom Socijalističkom Sistemu*, *Enciklopedija Samoupravljanja*, str. 556.

ところで，コンミュン（Commune）は原地のセルビア語ではオープンシチナ（opština）、クロアチア語ではオープンチナ（općina）、スロヴェニア語ではオープンチナ（občina）と呼ばれているが，本稿では西側で通常呼びならされているように，コンミュンと呼ぶことにする。

自主管理百科辞典の説明によれば，「コンミュンは通常，相互にひきつけあって1つのまとまりをなす1つの都市集落（gradsko naselje）と複数の農村集落（seljsko naselje）を含む。その意味では，ベオグラード，ザグレブ，リュブリアナ，サラエヴォ，スコピエのように大きな都市におけるコンミュンは1つの巨大なまとまりの一部となるにすぎないので，例外である。」（Isto, str. 555.）

筆者の知るところでは，人口約140万人の首都ベオグラード市には16のコンミュンがあり，人口約70万人のザグレブ市には12のコンミュンがあり，人口約30万人の

リュブリアナ市には5つのコミュニオンがある。市役所というものはなく、それに相当するものはコミュニオンの議会とその執行機関であろう。

これらの大都市におけるコミュニオンは共通の利益に基づき、特別の連合形態として市コミュニオン共同体 (*gradska zajednica opština*) を組織し、それに一定の権限と責任を委ねている (*Isto, str. 557-558.*)。これらの大都市には市議会というものは存在する。その議長が対外的には市を代表している。

(7) ミロイコ・ドルーロヴィチ, 前掲書, 134ページ。

(8) Radivoje Marinković, *The Commune: Framework and Basis of Territorial Self-management Integration, Socialism in Yugoslav Theory and Practice — Collections of Conferences —*, vol. 10, Belgrade, 1977, p. 182.

わが国におけるユーゴの地方自治制度の研究としては次の論文がある。石川晃弘「社会主義的地方制度における集権型と分権型」『中央大学文学部哲学科紀要』第23号, 1977年。ただし、利用している資料が若干古いので、これにはS I Zという用語は出て来ない。

(9) 1981年度の連邦予算を調べてみると、歳出総額を1,689億6,730万ディナール（1ディナールは約6円に相当する）のうち、国防省のために1,018億8,930万ディナール、すなわち全体の60.3%が予定されている。教育・科学省が存在しないことは前述したとおりだが、ちなみにそれにかわる連邦国際科学教育文化技術協力局の予算をみると2億4,138万ディナールで、全体のわずか0.14%をしめているにすぎない。医療・福祉分野について見ると、連邦労働・保健・社会福祉委員会の予算は1億7,164万ディナール（0.1%）にすぎない。*Službeni List Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije, Broj 74, 31. decembar 1980.*

つぎにセルビア共和国の1981年度予算を見ると、歳出総額323億3,699万ディナールのなかで、最も大きな比重をしめているのは、経済発展の促進のためにあてられる予算の63億4,920万ディナール（19.6%）で、国防費はわずか1億3,300万ディナール（0.41%）にすぎない。教育科学省の予算は1億4,727万ディナール（0.46%）にすぎない。教育科学省、文化省、共和国国際科学文化技術協力局の予算を合わせても2億7,985万ディナール（0.87%）でそれほど多くない。保健社会政策省の予算も1億3,913万ディナール（0.43%）にすぎない。

Službeni Glasnik Socijalističke Republike Srbije, Broj 57, 31. decembar 1980.

このように、教育、科学、文化、医療、社会福祉といった分野では、現在、連邦政府は非常に小さな役割しかはたしていないし、また共和国政府もそれほど大きな役割をはたしていない。

II. 自主管理利益共同体とその理念

1960年代に入ると、社会的サービス分野へも自主管理原則を適用することが開始された。そもそも労働者自主管理とは、直接的生産者たる労働者がたんに社会的所有にある生産手段の共同所有者であるにとどまらず、実際に生産の現場においては生産手段の管理に参加し、労働の果実の分配、処分に参加すること、つまり、経済運営への国家の介入をできるだけ排しながら、企業は市場における独立した主体として行動し、市場で実現した所得の分配・処分には労働者は労働者評議会をつうじて参加する、ということの意味する。ところが社会的サービス分野は市場原理を前提にしては個別の連合労働組織（学校、施設、病院、等）の経営は成立たず、従ってそのままでは自主管理は実現しえない。それゆえ、別の原理が考え出されなければならなかった。社会的サービス分野は経済分野にとっても必要不可欠な分野である。両者を連関させる手段が必要である。国家の媒介なしに両者を結びつける場として考え出されたのがS I Zである。

S I Zの歴史

このS I Zの歴史はS I Zの前身である基金(fund)を考慮に入れても、それほど古くはない。S I Zの歴史を、M・ディミトリエヴィチの著書に依拠しながら、簡単に紹介してみよう⁽¹⁾。

S I Zに先行する基金は特別な機関であって、資金調達性格が強く、資金の配分機関であった。しかも、この制度においては、予算的配分方式が支配しており、それはのちのS I Zを特徴づけるような現象を伴わなかった。だが、この基金は国家機関ではなかった。そして、そこでは利害関係を有する主体の代表が存在し、個別的利益・共通の利益・一般的利益のつき合せがおこなわれた。そして、資金の配分のさい、共通の、ならびに一般的欲求と利益の一定の認識と同様に、個別的主体の欲求の一定の認識がなされる。しかし、にもかかわらず、こうしたことによっても、社会的活動にみられた問題を解決すること

ができなかった。基金には社会的活動の代表も参加したが、その影響力は弱かった。社会共同体は代表を選出したが、基金の管理機関における問題の解決には関心をもたなかったし、その代表者の責任も問わなかった。基金の管理機関の権限には広範な決定の可能性が存在したが、残念ながら資金が限られていた。

自主管理的関係の発展と社会的活動の改善のための努力やS I Zの萌芽は既に1958年のユーゴ共産主義者同盟第7回大会の理論的、綱領的かつ理念的前提のなかに見られた。この大会の決議のなかで教育、文化、社会福祉、医療の分野ならびに住宅共同体やコンミュン・レベルの公営事業における自主管理機関のいっそうの発展・強化が主張された。1964年のユーゴ共産主義者同盟第8回大会はさらに進んで、この活動における運動方向を次のように指示した。「すべてこれらの活動において、集団の自主管理、自主性および責任を進展させ、それをとおして、うけつがれた社会的分業から発生する対立を克服するような物質的諸条件をつくり出しながら、非国家化の過程を早めることが必要である。とくべつの重要性をもつのは大きな社会的資金を処分するところの社会保険と健康保険において勤労者の直接的影響と決定を保証することである⁽²⁾。」

組織を正常に規制し、S I Zの活動のための原則を与えた最初の文書は、1962年の社会保険の組織化と資金調達にかんする法律であった。こうして、最初のS I Zが社会保険の分野において形成された。これを除くと、1963年の憲法までは第2のS I Zは形成されなかった。この憲法はS I Zにかんする規定を含まなかったが、その設立を妨げるものではなかった。こうして、1963年憲法ののち、さまざまな法律により、S I Zが設立された。1965年の社会保険にかんする新しい法律により、社会保険の分野においてS I Zが設立されたが、S I Zの数とそれがカバーする領域は急速に広がった。同年、社会保険においてS I Zが設立されたのと類似の原則に立って、雇用の分野におけるS I Zが、ついで教育の分野におけるS I Zが、そして1968年にはセルビア共和国で、共和国の法律により、文化の分野において、1969年には科学の分野におい

てS I Zが設立された。そしてその他の共和国においても、さまざまな分野においてS I Zが設立された。こうして年々、S I Zの数が増加し、多くの分野をカバーするようになった。

1962から73年にかけて、1000以上のS I Zが組織されたとされる⁽³⁾。けれども、この時期には「内容よりも形式を重視する傾向⁽⁴⁾」が見られた。この当時のS I Zは多かれ少かれ、「国家主義的特徴⁽⁵⁾」をおびており、主に、またときには専一的に資金の分配に従事し、特定の活動のプログラミング、計画化、発展には従事しなかった。そのうえ、そこでは利用者は対等には代表を送れず、資金の適切な運用への利用者の影響力行使は不十分であった。また、経済活動と非経済的分野との緊密な結合、労働の交換、連帯性と互惠性の原則、市民・勤労者の広範な影響力行使には至らなかった。他面、個々のグループや利害の支配が見られた。そのせいで、否定面が強調され、批判が示され、S I Zの性格、本質、そして呼び名そのものも論議さえされた、と言われる。

1960年代末から1970年代初めにかけては、S I Zに限らず、ユーゴ社会全体が曲り角にさしかかっていたと言えるだろう。すなわち、1965年の経済改革以降のいわゆる経済の自由化路線のもとでテクノクラート層が台頭し、60年代末には自主管理の形骸化の危険性が社会的に問題となった。こうした事態に対応してうち出されたのが、「連合労働基礎組織⁽⁶⁾」を導入した1971年の憲法修正であり、これは労働者自主管理を直接的生産者にいっそう身近かなレベルで実現することをねらったものである。1974年の新憲法はこのような考え方を体系化したものである。

1971年の憲法修正と1974年の新憲法はS I Zの質的転換における大きな契機となった。1971年から1974年にかけての時期は過渡的な時期であったように思われる。1971年に出た1963年憲法にたいする修正第21条は第6項でS I Zについて次のように述べている。「社会的労働の統一的過程の一部としての、教育、科学、文化、医療やその他の社会的活動の分野における諸組織の労働者の労働と自分の労働を自由に交換することにより、勤労者はその分野における自分の個人的かつ共通の欲求を保証する。このような関係により、その活動にお

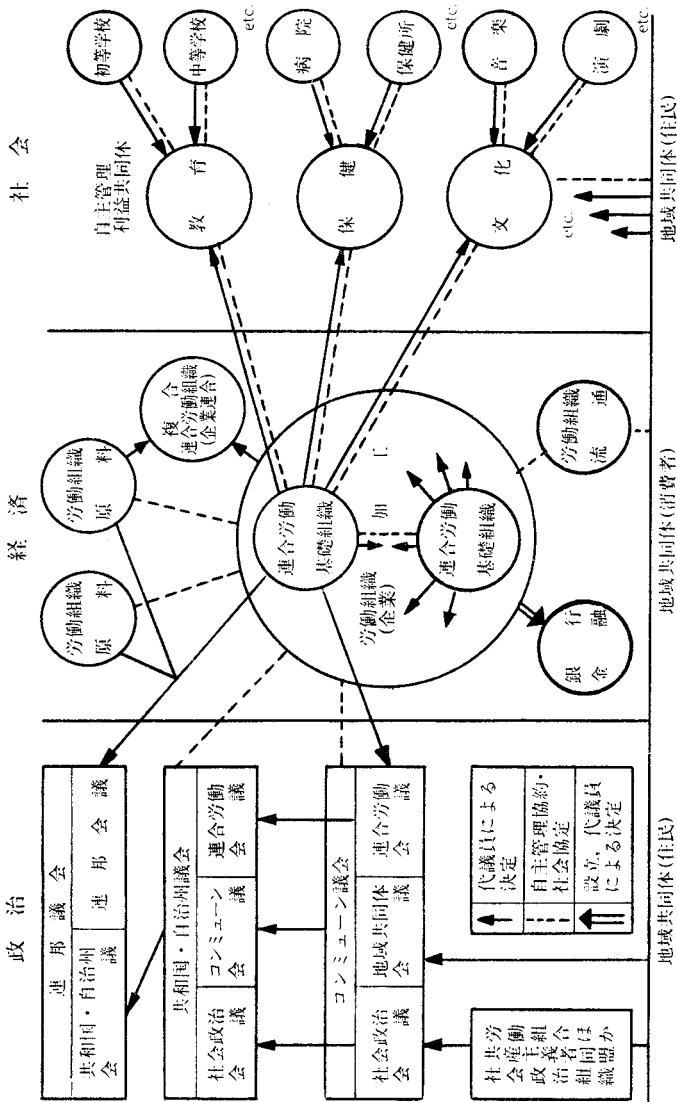
ける労働者に、他の連合労働組織における労働者と同じ社会＝経済的地位が保証される。社会的活動の連合労働組織における労働者とそれらのサービスの利用者はS I Zを設立し、自主管理協約や契約により、相互の関係、権利、義務を確認する。S I Zは、利用者としての勤労者が互恵性と連帯性の基礎の上に特定の個人的欲求と共通の欲求の充足のために、その共同体にたいする自分の共同かつ個別的義務とそこで実現する自分の共同かつ個別的権利を自主管理協約にもとづき確認しつつ、設立することができる。法律により、利害関係を有する活動分野の労働者の相互関係のためにも、S I Zを形成する義務を、ならびにその活動の費用負担のために、連帯性の原則および労働者の個人所得つまり他の義務者の経済力と納付金とを比例させる原則にもとづき、S I Zへの納付金を支払う義務を確認することができる。⁽⁷⁾」

この憲法修正ののち、児童福祉、体育などの若干の分野においてS I Zが設立されるに至った。だが既存のS I Zや新設されたS I Zは昔の原則にもとづいて活動し続けたと言われる。

1974年の新憲法によってS I Zは憲法上の範疇となり（憲法第51—59条）となり、今日のような性格が与えられるようになった。わかりやすく言えば、現在のS I Zは国家（連邦政府も共和面政府も）を全く媒介とせず、経済と社会的サービス分野を直接結びつけるものである。そしてS I Z総会はサービスの利用者（資金の提供者）とサービスの提供者の双方の代表が集まり、当該分野において提供されるべきサービスの量と質、必要な資金やスタッフなどについて協議し、計画立案する場である。

S I Zにプールされた資金の運用にはその資金を負担した人々（サービスの利用者）の意見・要望が反映されるのは当然である。ユーゴの社会学者ヴェリコ・ルスはこの点について次のように述べている。「このように社会的サービスの予算をたてるのは国家財政ではなく、こうしたサービスのおもな受益者である労働組織なのである。このようにして、労働組織はその代表を通じて社会的サービスの発展に直接影響力をもち、これによってより広い社会環境発展に直接影響を与えるのである。⁽⁸⁾」それと同時に、社会的サービス分野の労働者

第1図 ユーゴスラヴィアの自主管理制度——決定のシステム



カルテリ著・山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラヴィアの挑戦——』
 大月書店、236ページ。

は、物質的生産分野の連合労働組織の労働者と対等の社会＝経済的地位が保証されるのである⁽⁹⁾。

なお、社会的サービス分野の労働者（たとえば、教員、病院の医師、看護婦、等）の身分について付言すれば、彼らがもはや公務員ではないことは、以上の説明から明らかであろう⁽¹⁰⁾。ユーゴの自主管理制度に定めるS I Zの位置については、第1図を参照されたい。

S I Zの主体相互の間の社会・経済的諸関係の規制する重要な原則が2つある。それらは、ユーゴでは次のように説明されている⁽¹¹⁾。

「労働の自由な交換」の原則

物質化されえず、財貨としては市場で交換されえないある種の労働が存在する。すなわち、社会的サービス分野の労働がそれであるが、その労働を遂行する労働者はその社会・経済的地位をその市場での交換に基づかせることができない。だが、サービスを提供することによって（たとえば、教育水準・技能資格の向上、健康の回復、増進、等）、経済諸分野における労働生産性の向上に貢献するので、その労働は生産過程ならびに人々の日常の欲求の充足にとって、不可欠である。それゆえ、「労働の自由な交換」(free exchange of labour)の原則が導入されねばならない。この原則を実現することにより、社会的サービス分野の労働者は自分の労働によって所得を獲得することが可能になる。

それは言いかえると、こういうことである。つまり、一方では、一定の共通の欲求をもつ勤労者・市民ならびに彼らの自主管理的アソシエーションが存在する。これらの欲求を充足するため、彼らはS I Zをつうじて自分たちの過去労働の一定部分をさき、抛出する。他方、社会的サービス労働の遂行のために専門化した一群のサービスの提供者が存在し、彼らはこれらの欲求を充足する。このようにして、欲求が満たされるべき人々の過去労働とこれらの欲求を充足する人々の生きた労働との交換がおこなわれる。両方の側が、市場や国家の媒介なしに、S I Zをつうじて、それらの関係を規制し、提供されるサービスと交換されるべき過去労働の量を定めるので、両者間の労働の交換は「労働

の自由な交換」と呼ばれる。なお、「労働の自由な交換」は社会的サービス分野における拡大再生産を保障するものであることは当然である。

「労働の自由な交換」はS I Zの枠内で計画的になされる⁽¹²⁾。こうした関係が社会的サービス分野の労働者に、「連合労働における他の労働者たちとまさに同じ社会＝経済的地位」を保証する。このようにして、市場の自然発生性、官僚主義的主観主義、恣意性がこの過程から除去され、その共通の利益、欲求、労働が問題となっているような人々との意識的連合化と諸関係の調整のための基礎がすえられるのである。

互恵性と連帯性の原則

現在の段階では、社会に経済活動の遂行や所得獲得の条件により、諸個人の間、生産自体における諸グループ間に差異が生ずるのは避けがたい。また、現在の段階では所得分配の最も好ましい尺度である「労働に応じた分配」は諸個人の不平等な条件（不平等な労働給付能力、家族数、等）のもとでは諸個人に不平等な帰結をもたらすことも避けがたい。けれども、たとえば勤労者の子弟の教育をうける権利（医療をほどこされる権利でも同様）が、このことに左右されるようであれば、この社会的差異はいっそう耐えがたいものになるであろう。この社会的差異は耐えうるレベルにまで縮少されねばならない。互恵性と連帯性の原則はまさに、これらの否定的な帰結を修正——除去ないしは緩和——することを目的としている。

- (1) S I Zの歴史にかんする叙述は主として下記の文献によった。

- Momčilo Dimitrijević, *Samoupravna Interesna Zajednica*, ZIK Izdavački Centar, Beograd, 1975, str. 18-22.
- (2) *Samoupravljanje u Jugoslaviji 1950 - 1976, dokumenti razvoja*, Privredni Pregled, Beograd, 1977, str. 175.
- (3) Radivoje Marinković, *Self-managing Communities of Interest—A Form of Self-management Integration of Material Production and Other Spheres of Labour and Creativeness*, *Socialism in Yugoslav Theory and Practice—Collection of Conferences—*, Vol. 11, Belgrade, 1978, p. 270.
- (4) *Loc. cit.*

- (5) Ratko Marković, *op. cit.*, str. 561.
- (6) 連合労働基礎組織とは、山崎洋氏の解説によれば、「技術的にひとつのまとまりをもち、そこでの労働の成果に価格をつけられるような労働の最小組織単位で、労働者の自主管理を憲法が保障した最小の単位でもある。とくに獲得した所得を処分する権利は基礎組織の奪うことのできない自主管理権であり、所得はかならず基礎組織に帰属するものとされている。いくつかの基礎組織は自主管理協約を結んで『労働組織』を形成する。」(カルデリ, 前掲書, 228ページ)このほかに連合労働基礎組織に準ずるものとして労働共同体と呼ばれるものがある。これは「労働組織内で、これを構成する基礎組織の共通利益のために、事務、会計などの補助的業務をおこなう部分、商業、プロジェクト作成、研究調査などをおこなう部分で連合労働基礎組織を形成する要件を満たさないもの」で「労働共同体の労働者の自主管理は連合連動基礎組織とほぼ同じだが、指導職の任免は労働組織の労働者評議会がおこなうなどの制限がある。」(同上書, 239ページ。)
- (7) *Samoupravljanje u Jugoslaviji 1950—1976, dokumenti razvoja*, str. 274.
- (8) ヴェリコ・ルス著, 石川晃弘/犬塚先/鈴木隆訳『産業民主主義と自主管理——ユーゴスラヴィアの経験——』合同出版社, 1980年, 19ページ。
- (9) マリンコヴィチによれば、この両方の契機、すなわちS I Zに資金をプールした労働者がこれらの資金の運用にかんして決定をおこなう権利、ならびに共通の欲求を自分たちのサービス労働によって充足する労働者が、物質的生産分野の連合労働組織の労働者と等しい社会=経済的地位に立つ権利、を強調することがとくに重要である。というのは、物質的生産分野の労働者と社会的活動分野の労働者との関係を俗流化してとらえる試みがユーゴの実践においてひんばんに見られるからである。俗流化の試みについて、マリンコヴィチは次のように言う。「若干の医者、教授、科学者、芸術家は、これらの本質的な社会・経済的諸関係にかんする意思決定を自分たちの仕事の専門的な側面への無能な素人の干渉とうけとりがちである。これは、これらの専門的職業グループが国家の媒介という条件——このとき、サービスの利用者は彼らの利益の一般的代表者としての国家をつうじる以外にはこれらの関係に影響を与える権利もなければ可能性もなかった——のもとで享受していた特権的地位から生じる意識の現れである。こうして、職業的独立性の擁護という口実のもとに、若干の人々は何らかの特権を弁護し、そして自分たちの労働の成果の一部をこれらの機能の遂行のためにさいている人々の真の欲求と利益から遊離しているのを弁護しようとしている。俗流化のもう一つの側面は、医師、教授、科学者、芸術家のような若干の専門的職業グループを物質的生産に従事する生産者の労働のおかげで生きている寄生的存在と見る傾向である。」
- Radivoje Marinković (1978), pp. 273—274.**
- (10) たとえば、教育の分野では次のような変化があった。公的教育は1960年まで連邦政

府の統制下にあった。学校は政府機関であり、教員は公務員であった。1960年に採択された教育の費用負担にかんする基本法により、教育（高等教育を除く）の費用負担はコンミューンの責任となった。

Yugoslavia: Development with Decentralization, Report of a Mission Sent to Yugoslavia by the World Bank, The Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1975, p. 187.

(11) 以下の叙述は下記の文献によった。

Radivoje Marinković(1978), pp. 272-275. ; Ratko Č. Marković, nav. delo, str. 562-563. ; Kiro Gligorov, Free Exchange of Labour as Means of Correlating Material Production and Social Activities, *Socialism in Yugoslav Theory and Practice — Collections of Conferences —*, Vol. 12, Belgrade, 1979, pp. 121-129.

(12) トルクリャは「労働の自由な交換」を評価して次のように言う。「すでに編成の最初の局面において、労働の自由な交換は、交換の市場的形態から非市場的形態への移行過程、市場の自然発生的作用が社会経済的基礎——労働の自由な交換の参加者が協議して決定するところの——にとってかえられる過程である。」

Milivoje Trklja, *Mogućnosti i Problemi Primene Samoupravnog Planiranja u Slobodnoj Razmeni Rada u Okviru SIZ-ova*, Marksistički Centar CK SK Srbije, *Razvoj Sistema Samoupravnog Planiranja*, Privredni Pregled, Beograd, 1978, str. 123.

Ⅲ. S I Zの種類と組織ならびにその活動

これまで社会的活動（サービス）分野を中心に S I Z について一般的説明をおこなってきたが、実は S I Z にはいくつかの種類がある。1974年憲法に従えば、それは4つの種類に区別される。

- a) 利用者だけで構成される S I Z ……年金・身障者保険分野（第53条）
- b) 社会的活動分野におけるサービスの利用者と提供者からなる S I Z（第52条）
- c) インフラストラクチュア分野における S I Z（第55条）
- d) 住宅部門における S I Z（第54条）

利用者だけで構成されているS I Zはいわゆる同質的なS I Zの型に属する。このS I Zのもとでは連帯性と互惠性の原則ならびに過去労働の原則がより強く発揮される。他方、サービスの利用者と提供者とを連合させるS I Zは混合S I Zの型に属する。この型のS I Zが一般的である。この混合S I Zのもとでは、労働の自由な交換の原則がより強く発揮される。インフラストラクチュア分野のS I Zは「これらの活動の恒常的な遂行が一定の利用者の欲求の充足にとって不可欠である」ことを条件に、設立が認められている（第55条）⁽¹⁾。

S I Zは勤労者や市民がS I Z設立にかんする自主管理協約を結ぶことによって設立される。設立されたら、S I Zの活動はS I Z総会で自主的に定められた当該S I Zの規約に従って運営される。あくまでも自主的組織化（*samo-organizacija*）が原則である⁽²⁾。S I Zの設立は原則として選択的であるが、憲法はとくに教育、科学、文化、医療、社会福祉など「特別の社会的利益をもつ社会的活動」（*društvene delatnosti od posebnog društvenog interesa*）、そして年金・身障者保険、住宅分野では必ずS I Zが設立されねばならない、としている⁽³⁾。もし勤労者や市民がS I Zを設立しようとしなければ、社会政治共同体（連邦、共和国・自治州、コンミューンの総称）が彼らにかわってS I Zを設立しなければならない⁽⁴⁾。

おのおのの分野でS I Zを設立する場合、基本的にはコンミューンが地域的な単位となるが、近隣の複数のコンミューンが合同してS I Zを設立することができる。そのさい、各コンミューンには基本共同体の基礎単位が置かれる。そしてS I Zは横に連合し、地方的なS I Z、さらには共和国S I Zへと連合化することができる。S I Zは法人格（*pravni subjektivitet*）をもち、憲法、法律、自主管理的法令（*samoupravni akt*）によって定められた権利、義務、責任をもつ⁽⁵⁾。

このようなS I Zは1977年現在、基本共同体ならびに基礎単位全部こみで3359存在する。その種類と数は第2表のとおりである。

次にS I Zの組織について説明しよう⁽⁶⁾。S I Zはその事業を管理するS I

第2表 SIZの基本共同体ならびに基礎単位の種類と数

S I Z の 種 類	S I Z の基本共同体（基礎単位）				
	合 計	カバーする領域			特定の利益のために設立
		コミュニューンの一部	1つのコミュニューン	複数のコミュニューン	
年金・身障者保険	274	1	250	24	—
教 育	759	36	528	192	3
科 学	118	—	116	2	—
文 化	126	7	107	11	1
体 育	156	12	136	3	5
児童福祉・社会福祉	334	18	300	15	1
雇 用	324	—	214	110	—
医 療	464	11	418	34	1
社会的活動の残りの分野	143	—	127	6	10
エ ネ ル ギ ー	45	—	—	44	1
水 道	17	2	3	11	1
交 通	114	—	101	13	—
物質的生産の残りの活動	76	—	15	6	55
都 市 計 画	5	—	3	—	2
建設用地の整備	4	1	3	—	—
コミュニューン・レベルの公 営事業の残りの活動	84	11	65	—	8
住 宅	155	7	102	8	38
上記以外のSIZ	161	—	126	12	23
総 計	3,359	150	2,614	491	149

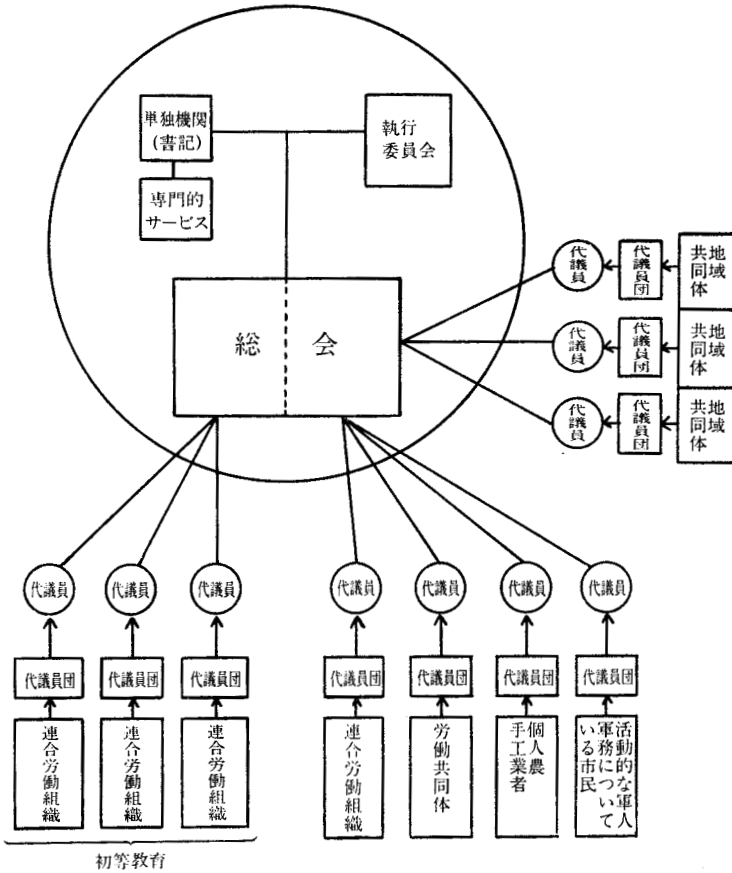
出所：Statistički Godišnjak Jugoslavije, 1979, str. 106.

Z 総会 (skupština) をもつ。これが最高の管理機関である。この総会は2つの院 (veće ; chamber, 会議とも訳しうる。) からなる。初等教育を例にとつて言えば、第1の院はサービスの利用者、すなわち、当該コンミュンにある連合労働組織や労働共同体の労働者、自営業者、活動的な軍人、軍務についている市民および地域共同体における市民の代議員によって構成される。第2の院はサービスの提供者である初等教育分野の連合労働組織(すなわち初等学校)の労働者の代議員によって構成される。この代議員の選出・派遣の方法はユーゴ独自の代議員制度に基づいている。まずはじめに、それぞれの単位(連合労働組織、地域共同体)から代議員団 (delegacija ; delegation) が選出され、つぎにこれらの代議員団の中から代議員 (delegat ; delegate) が互選され、そして後者は前者における協議、そこでまとめられたガイドラインに従って総会に臨み、行動し、総会で決ったことを代議員団に報告する、というしくみはコンミュン議会の場合と全く同様である。2つの院は平等に、相互の権利、義務、責任について議論し、決定は両院の一致をもってなされる。これら2つの院は共通の問題を解決する必要があるときには合同会議を開くこともある⁽⁷⁾。代議員と代議員団はリコールされることもありうる。代議員団の数、構成、ならびにその選出とリコールの方法は連合労働組織、労働共同体、地域共同体の決定ないしは規則によって定められる。**S I Z** 総会の代議員の数と構成ならびにその選出とリコールの方法は**S I Z** 設立にかんする自主管理協約で定められる。代議員の任期は4年間で、代議員団の任期と同じである。

総会のほかに執行機関が存在する。執行機関のメンバーは総会がその構成員の中から選出し、一定の執行機能の遂行を委任するものである。執行機関は総会に責任を負う。執行機関と並んで、単独機関(いわゆる書記 sekretar) が存在する。この書記は、**S I Z** 総会が規約にもとづいて任命するが、そのさいコンミュン議会の同意が必要である。書記は総会の代議員とはなりえない。書記の任期は4年間で、同一人物は最大限連続して2期までしか書記をつとめることができない。書記のもとに実務を担当する「専門的サービス」(stručni služba) と呼ばれる職員⁽⁸⁾ がいる。同種のいくつかの**S I Z** が共同で、または

異種のSIZと一緒に共通の専門的サービスを使用することができる。また、多くのSIZ（たとえば、初等教育、専門教育、体育、等）が単一の総会を形成することもできる。SIZの組織については第2図のようにまとめることができるであろう。

第2図 SIZの組織図——初等教育SIZの場合——



S I Z 総会は大きな権限をもつ。総会は次のような業務をおこなうことになっている。

- (1) 発展政策を承認し、活動を促進し、活動と発展の計画やプログラムを採択する。
- (2) 活動と発展の政策・計画・プログラムを実施するための措置を承認する。
- (3) 執行機関を選出し、解任する。
- (4) 活動の公開性と周知徹底に配慮する。
- (5) S I Z の執行機関と専門的サービスの活動を統制する。
- (6) 最も重要な文書（規則、計画、プログラム等）を採択する。
- (7) 自主管理協約や規則やその他の文書によって規定されたその他の業務を遂行する⁽⁹⁾。

コンミューンとの関係は非常に密接で、コンミューン議会の議題に、特別の社会的利益を有する社会的活動（教育、文化、科学、医療、社会福祉）の S I Z の活動分野にかかわる問題があった場合は、コンミューン議会の各院（連合労働院、地域共同体院、社会政治院）と対等の院として、当該 S I Z の総会がコンミューン議会に参加する⁽¹⁰⁾。社会的自主管理機関として、またその地域の最高の権力機関として、コンミューン議会は S I Z の活動にたいして「社会的監督」をする権限をもっており、もし S I Z が社会的利益をいちじるしく侵害したり、法律で定められた義務をはたさないような場合、S I Z 総会を解散し、その再選挙を公示したり、執行機関を解散し、書記を更迭する権限をもっている⁽¹¹⁾。

費用負担

S I Z には当該分野の事業遂行（サービスの提供）のため、連合労働組織（学校、病院など）に資金を保証する義務がある。S I Z は次のような種類の必要、すなわち、連合労働組織の物的支出と減価償却、労働者の個人所得、労働者の専門的訓練と共通の費用、物質的基礎の拡大、等にたいして資金を保証

する。これらの資金の保証にはさまざまな主体が参加する。S I Zの活動、その本質、社会における役割に従って、資金保証の方法はいろいろである。物的生産の分野のS I Z（コンミュン・レベルの公営事業、エネルギー、交通、等）の場合、個別の利用者がサービスや生産物にたいして料金を支払うことによって資金を保証する。住宅部門におけるS I Zの場合、居住者が支払う屋賃によって資金が保証される⁽¹²⁾。

主要なタイプのS I Zである社会的サービス分野におけるS I Zの場合、納付金（doprinos ; contribution）によって資金が保証される。納付金のほかに、S I Zは別の方法で、たとえば、市民の自発的献金、贈与、遺言、預金利子などによっても資金を獲得することができる⁽¹³⁾が、やはり納付金が基本的である。この納付金は行政費をまかなう租税（porez ; tax）とは区別される範疇である。サービスの利用者として、当該コンミュンで活動している経済分野の連合労働組織はその所得から、労働者は自分の個人所得から、自営業者や個人農は自分の所得のなかから連帯性と互恵性の原則に基づき、納付金を拠出し、S I Zへプールする。連合労働組織の所得から支払われる納付金には、インフラストラクチュア分野のS I Zへの納付金などがある。労働者の粗個人所得から支払われる納付金には、初等教育のための納付金、専門教育のための納付金、年金・身障者保険のための納付金、健康保険のための納付金、児童手当のための納付金、就学前児童のための納付金、社会福祉のための納付金、文化のための納付金などがある。参考までに、電気機械器具製造企業「イスクラエレクトロメハニカ」の1979年度の損益計算書を掲げておく⁽¹⁴⁾（第3表参照）。

納付金率の大きさの決定にさいしては、コンミュンの議会が事前の意見（prethodno mišljenje）を表明する。もし当該S I Zが複数のコンミュンにまたがって設立されている場合、それぞれのコンミュンの議会が事前の意見を表明することになる。そのうえで、S I Zが納付金率の大きさを決定する⁽¹⁵⁾。もし「特別の社会的利益をもつ社会的活動」において、納付金にかんする自主管理協約の締結に至らないという事態が生じれば、そのような場合は、納

第3表 1979年度のRO「イスクラ——エレクトロメハニカ」の損益計算書
 (単位: 1000ディナール, 括弧内は構成比)

項 目	金	額
1. 総 収 入	7,655,114	
2. 物 的 支 出	4,829,006	
3. うち 減価償却	141,866	
4. 所 得 (1. -2.)	2,826,108	(100)
5. 特 別 償 却	30,649	(1.1)
6. 所得からの義務的支出 (租税および納付金)	773,071	(27.4)
7. 純 所 得 (4. -5. -6.)	2,022,388	(71.5)
8. 企 業 フォ ン ド	703,675	(24.9)
うち 住宅建設への補助金	30,052	(1.1)
共同消費ファンド	158,432	(5.6)
積 立 金	70,923	(2.5)
経 営 フォ ン ド	147,748	(5.2)
物的基礎拡大のためのファンド	296,519	(10.5)
9. 労働者に配分される純所得	1,318,742	(46.6)
うち 個 人 所 得	1,234,632	(43.7)
住宅建設にあてられる部分	84,110	(2.9)

出所: *Informativni List; Elektromehanika-Kranj*, 6. marec 1980, p. 2.

付金の支払義務とその額を社会・政治共同体が定めることになっている⁽¹⁶⁾。

納付金の拠出にたいして労働者はどのように自己の意見を表明するのであるうか。すでに1976年の連合労働法は、共通かつ全社会的欲求のための資金の拠出について労働者が事前に意見を表明する権利を規定していたが、実際には適用されずにおり、その権利をより正確に整備する法律が待たれていたと言われる⁽¹⁷⁾。セルビア共和国では1980年10月14日に、「共通かつ全社会的欲求の充足のための支払義務についての労働者の意見表明にかんする法律」(*Zakon o izjašn-javanju radnika o obavezama za zadovoljavanje zajedničkih i opštih društ-*

venih potreba) という法律が施行された。それを解説する記事が、ユーゴを代表する新聞『ポリティカ』にのっているが、これを読むと S I Z の現状がよくわかるので、以下にその記事を紹介しよう。「計画についての話し合い——共同で金庫へ、共同で金庫から——」と題するこの記事は、翌年度の計画について討議を始める11月の各職場の状況を次のように伝えている。「この〔1980年〕11月におそらくベオグラードのすべての 連合労働基礎組織や労働共同体で、一つの新しい、これまで利用されなかったチャンスのための準備がおこなわれている。すなわち、労働者が、直接的に自分たちの集会で、どれだけ翌年、共同かつ全社会的欲求のためにお金を拠出するかを話し合う、つまり、1枚の『紙』に、社会的活動ならびに物質的活動の S I Z や、国防、雇用、水道、都市保全、地質調査のための自分たちの支出の全計算を見、それにとっての可能性はいかほどか、欲求はいかほどかを評価し、新しい分野における発展プログラムが社会の要請や社会の——市民ならびに多くの社会的サービスの利用者としての——諸集団自身の欲求と一致するかどうか、そして以前のようにではなく、S I Z 総会の決定によって——自主管理協約の受諾によって——どれだけこれらの欲求のために来年度、自分たちの所得ならびに個人所得から拠出するかを決定するという、チャンスである。」

セルビア共和国のこの法律により、労働者の意見表明の手續が次のように細部までつめられた。

- i 市議会はコンミュン議会や S I Z 総会と一緒に、支払義務の共通一覧表 (zajednički pregled obaveza) を、しかるべき収支表と合わせて作成する義務がある。
- ii 連合労働基礎組織のディレクターは、このような一覧表を基礎組織自身とその労働者の支払義務へ「翻訳」する義務がある。
- iii 最終決定ののちは、基礎組織は労働者の個々の提案、イニシャティヴまたは意見がなぜ最終的にはうけ入れられなかったのかを説明 (povratno obaveštavanje) する。

さきほどの「1枚の紙」とは支払義務の共通一覧表のことであろう。新聞に

よれば、提案された納付金率は次のとおりである。

労働者は各分野の欲求充足のために個人所得から次の割合で資金を拠出する。

初等教育……………3.50%

専門教育……………3.97%

文 化……………0.90%

体 育……………0.23%

社会福祉……………0.51%

児童福祉……………2.18%

雇 用……………0.24%

健康保護の権利を実現するために、経済分野の労働者は個人所得から8.94%の割合で、連合労働組織の所得から1%の割合で資金を拠出する。非経済分野の連合労働組織や労働共同体の労働者は個人所得から9.94%の割合で資金を拠出する。

国防のために、経済分野では所得から0.42%の割合で、非経済分野では労働者の個人所得から0.52%の割合で資金を拠出する⁽¹⁸⁾。

この記事は今回の措置について次のように解説している。「社会的活動（教育、医療、児童・社会福祉、文化、体育）、雇用、国防、水道、都市保全、地質調査のための支出の割合を、労働者はこれらの活動のために資金を拠出し、連合させることにかんする統一的自主管理協約の採択によって、うけいれることになる。もし集団の大多数が協約をうけいれないならば、社会的活動の労働者を飢えさせないように、一時的に市議会がこれらの欲求のための支出額について決定を下すことによって、『代役をはたすであろう』。不一致が解消されず、論議をよんだ提案について一致が得られない間、自主管理協約が継続される。労働者がもし若干の決定にたいして意見があるならば、提案された協約全体を葬り去るのではなく、自分の不同意を表明し、説明し、問題がいかにか解決されるべきか提案したらよいだろう。なぜならば、われわれははじめてこうい

第4表 1977年度の社会的活動分野の収入源

単位：100万ディナール、括弧内は構成比

	総額	SIZ			予算から		繰越金 その他	
		合計	連合労働 組織から	住民から	SIZ および基金 からの収入	合計		うち 住民への サービス の報酬
教 育	35,569.5 (100)	4,853.9 (13.6)	2,991.0 (8.4)	1,862.9 (5.2)	29,780.7 (83.7)	244.9 (0.7)	45.4 (0.1)	689.8 (1.9)
科 学 研 究 活 動	6,299.4 (100)	4,640.1 (73.7)	4,554.1 (72.3)	86.0 (1.4)	1,413.7 (22.4)	44.2 (0.7)	1.8 (0.0)	201.4 (3.2)
研 究 開 発 活 動 (科学研究以外の)	2,399.5 (100)	2,141.7 (89.3)	2,136.2 (89.0)	5.5 (0.2)	115.2 (4.8)	18.7 (0.8)	0.6 (0.0)	123.9 (5.2)
文 化 ・ 芸 術	10,190.8 (100)	6,903.9 (67.8)	1,827.7 (17.9)	5,076.2 (49.8)	2,767.6 (27.2)	264.8 (2.6)	30.4 (0.3)	254.5 (2.5)
医 療	33,968.2 (100)	4,691.6 (13.8)	3,507.8 (10.3)	1,183.8 (3.5)	27,737.3 (81.7)	652.4 (1.9)	639.2 (1.9)	886.9 (2.6)
社 会 福 祉	7,772.0 (100)	3,632.6 (46.7)	1,794.8 (23.1)	1,837.8 (23.6)	3,736.2 (48.1)	225.9 (2.9)	121.1 (1.6)	177.3 (2.3)

出所：Statistički Godišnjak Jugoslavije 1979, str. 553—354.

うことをするのであり、誰が何をすべきかについて意見の不一致もありうるが、経験不足のために法律が施行するとただちに、労働者のかわりに、議会が一時的措置によって決定を下すのはよくないだろうから。」

次に、S I Zの活動の現状を大づかみに理解するために、社会的サービス（活動）分野の収入源を見てみよう（第4表）。ごく最近のデータはないが、1977年の時点では、科学研究活動や研究開発活動の分野においては、S I Zおよび基金からの収入のウェートはまだ小さく、S I Zを通さない経済分野の連合労働組織との直接的な関係（委託研究などが考えられる）が大きな役割を演じていることがわかる。文化、芸術の分野では全体としてみれば、S I Zおよび基金からの収入は27.2%でかなり低い割合だが、ラジオ・テレビ部門と映画部門を除くと、それほど低くはなく、たとえば、博物館、美術館、コレクション部門ではS I Zおよび基金からの収入の割合は75.0%、図書館部門では88.2%、演劇・音楽活動の部門では68.7%となっている⁽¹⁹⁾。社会福祉の分野ではS I Zおよび基金からの収入が50%近くのウェートをしめている。S I Zおよび基金からの収入が大きなウェートをしめているのは教育と医療の分野で、いずれも80%を越えている。

つぎに教育分野をもう少しこまかく見てみよう（第5表）。ウェートとしてはそれほど大きくはないが、S I Zを通さない教育機関と経済分野の連合労働組織との直接的な関係もみられる。日本流に言えば、「産学協同」ということになろうが、教育機関と経済分野の連合労働組織との協力、提携は中等教育機関、さらに高等教育機関へいくほど大きな割合でなされている。けれども、初等教育においては、S I Zおよび基金からの収入の割合は94.2%にも達し、この分野におけるS I Zの大きな役割をうかがわせる。

ところで、以上見てきたように、連邦政府の介入なしに、また共和国政府の強力な指導なしに、コンミュン単位でS I Zを中心に教育活動がおこなわれているとすれば、問題となるのは経済的格差である。現に存在する経済的發展水準の格差は地域ごとに教育の物質的諸条件のちがいをもたらずであろうが、それを是正するためには、経済的に遅れた地域への何らかの援助が必要

第5表 1977年度の教育分野の収入源

単位：100万ディナール、括弧内は構成比

	総額	個別サービスの代価		S I Z および基金 からの収入	予算から		繰越金 その他	
		合計	連合労働 組織から		住民から	計		うち 住民への サービスの 報酬
初等教育	19,146.9 (100)	732.5 (3.8)	175.6 (0.9)	556.9 (2.9)	18,041.2 (94.2)	74.8 (0.4)	29.8 (0.2)	298.4 (1.6)
中等教育	9,265.7 (100)	1,776.7 (19.2)	1,223.3 (13.2)	553.4 (6.0)	7,157.7 (77.2)	122.9 (1.3)	12.6 (0.1)	208.4 (2.2)
2年制高等教育	1,085.7 (100)	322.0 (29.6)	144.1 (13.3)	177.9 (16.3)	723.4 (66.6)	9.4 (0.4)	—	30.9 (2.8)
高等教育	5,385.5 (100)	1,477.6 (27.4)	1,212.3 (22.5)	265.3 (4.6)	3,733.6 (69.3)	33.8 (0.1)	1.4 (0.0)	140.5 (2.6)
その他の教育	685.5 (100)	545.1 (79.5)	235.7 (34.4)	309.4 (45.1)	124.8 (18.2)	4.0 (0.1)	1.6 (0.0)	11.6 (1.7)
教育費(全体)	35,569.5 (100)	4,853.9 (13.6)	2,991.0 (8.4)	1,862.9 (5.2)	29,780.7 (83.7)	244.9 (0.7)	45.4 (0.1)	689.8 (1.9)

出所：Statistički Godišnjak Jugoslavie 1979, str. 353.

である。教育における不平等を是正するために連帯性と互惠性の原則にもとづき、さまざまなレベルで援助がなされている。それらの絶対額はわからないが、次のような援助がなされている。(1) 地域共同体およびコンミューンのレベルで。コンミューン・レベルの教育S I Zおよび児童福祉S I Zの資金(教科書無償供与、学校給食費、通学費用、夏期休暇および冬期休暇の保養地での費用の無料化、等)。(2) 共和国レベルで。低開発地域開発促進のための共和国基金、教育分野における共和国S I Zの資金(コンミューン・レベルへの追加的資金供与、低開発地域における初等学校と中等学校の校舎建設のための投資への寄与、高等教育のための投資)、若い労働者ならびに労働者の子弟のためのチトー奨学金基金。(3) 連邦レベルで。低開発共和国ならびにコソヴォ自治州の開発促進への融資のための基金、低開発共和国ならびにコソヴォ自治州における社会的活動の追加的資金のための基金⁽²⁰⁾。

このように、コンミューンを中心に教育などの社会的活動がなされていても、同時に、経済的格差に由来する社会的差異は、連帯性と互惠性の原則にもとづき、耐えうるレベルにまで縮小する努力がはらわれているのである。

- (1) *The Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia, Cross-Cultural Communications, Merrick, New York, 1976, p. 46.*
- (2) Momčilo Dimitrijević, nav. delo, str. 105.
- (3) R. C. Marković, nav. delo, str. 565.
- (4) Momčilo Dimitrijević, nav. delo, str. 105.
- (5) Isto, str. 156.
- (6) S I Zの組織については, Isto, str. 157-158.
- (7) 合同会議を開く場合もある、という点については、ベオグラード市ヴーク・カラジッチ初等学校の教頭(zamenik direktora)のドラギシヤ・ツヴェイッチ氏 Dragiša Cvejić にたずねて確認した。会議の開催頻度は一定してなく、必要および解決を要す問題によるが、年間だいたい10回くらい開催されるとのこと。

なお、ヴーク・カラジッチ初等学校はスターリ・グラード・コンミューン初等教育S I Zに属しており、この学校より2名の教員が代議員として派遣されている。この初等教育S I Zの総会は、スターリ・グラード・コンミューン内にあるすべての初等学校ならびに地域共同体と連合労働組織から派遣された合計40名の代議員によって構成されているとのことだが、その構成については不明である。「ユーゴの教育制度に

かんするアンケートにたいするドラギシヤ・ツヴェイチ氏の回答」。

- (8) 彼らは労働共同体を形成する。
- (9) Momčilo Đimitrijević, nav. delo, str. 53 .
- (10) Lazar Djurovski, nav. delo, str. 559.
- (11) Momčilo Dimitrijević, nav. delo, str. 126.
- (12) Isto, str. 86.
- (13) Isto, str. 85.
- (14) 「イスクラ——エレクトロメハニカ」はスロヴェニア共和国のクラニーにある労働組織である。租税と納付金の内訳は不明である。1980年3月12日、筆者が企業訪問したおり、ここの共同サービス労働共同体のディレクターであるナツェ・パヴリン氏にたずねたところ、彼は租税と納付金の比率はだいたい2：1だと答えてくれた。ところで、この表では、労働者の個人所得から拠出される納付金が、所得からの義務的支出の中に計上されている可能性がある。
- (15) Momčilo Dimitrijević, nav. delo, str. 84-85.
山崎那美子氏によれば、種々ある納付金の総額（納付金率）の上限は、共和国議会が定めることができる。
- (16) Pero Juroković, nav. delo, str. 523.
- (17) 以下の叙述は次の記事によった。
S. Čedić, Razgovori o Planiranju——zajednički u kasu, zajednički iz kase——, Novine “Politika”, 5. novembar 1980.
- (18) 国防費ではなく、全人民防衛と社会的自衛のためにあてられる。
- (19) Statistički Godišnjak 1979, Savezni zavod za statistiku, Beograd, 1979, str. 353-354.
- (20) Stevan Bezdanov, Education in the Socialist Yugoslavia at the Present Stage of Socio-Economic Development, *Socialism in Yugoslav Theory and Practice ——Collection of Conferences——*, Vol. 11, Belgrade, pp. 199-200.

IV. 専門教育におけるS I Zの活動の現状

これまでの説明で、S I Zの理念や組織的原理がある程度、明らかになったと思われる。次に、S I Zが実際にどのように活動しているのか、もう少し具体的に見てみよう。ユーゴの教育制度は簡単に述べると次のようになっている

る。8年間の初等教育が義務教育とされている。児童は7歳で初等学校に入学する。中等教育は4年間である。中等学校への進学率は近年大いに高まり、最近では初等学校卒業生の約92%が中等学校に進学している。高等教育機関としては2年制大学 (*viša škola*) と4年制大学 (*fakultet*) がある。いずれも費用は主としてS I Zをつうじて確保されるので、授業料は無料になっている。初等教育についてはコンミュン単位に初等教育S I Zが組織されている。中等教育と高等教育をカバーするのは専門教育S I Zであるが、とくに大学(高等教育)は共和国レベルの専門教育S I Zが担当している⁽¹⁾。

幸いにも、筆者はこのほど専門教育ベオグラード市S I Zおよびそれに属する第2経済専門学校にかんする資料⁽²⁾を入手することができたので、それに依拠して、専門教育におけるS I Zの活動の現状を紹介しよう。

1) ベオグラード市専門教育S I Zの事例

ベオグラード市内の各コンミュンには専門教育S I Zがあるものの、専門教育の場合、財政問題にかんして決定をおこなうのは市レベルの専門教育市S I Zである。この市S I Zの総会は16のコンミュンから各5名の代議員、それに市の経済会議所 (*privredna komora*) から3名の代議員も加わり、合計83名の代議員で構成される。コンミュンから派遣される80名の代議員は経済分野の連合労働組織の代表と教育労働者 (*prosvetni radnik*) の代表とからなるが、その内訳は詳らかではない。

各代議員は自分の学校の計画や自分の連合労働組織の言い分を持ちよって議論し、市レベルで年間の財務計画を統一的に決めることになっている。決めれば、連合労働組織から集めた資金は生徒数などの統一的基準にもとづき各学校、各方面に分配される。

専門教育には中等教育のほかに、高等教育も含まれるわけだが、高等教育(2年制大学、大学)は共和国S I Zの管轄であるので、高等教育のための資金は市S I Zから共和国S I Zへ上納されるしくみになっている。

専門教育のための資金の流れを具体的に見るために、1980年度の決算書を見

てみよう。

1980年度の収入総額は38億9789万ディナールであったが、そのうち約37億ディナールは専門教育のために労働者の粗個人所得から拠出された納付金の収入であった。残りは前年度からの繰越金、利子およびその他の収入、共和国S I Zからの還元金であった（第6表）。

支出総額は約34億3573万ディナールであった。共和国S I Zから1億2736万ディナールの還元金があったものの、市S I Zはそれよりもはるかに多く、20億815万ディナールの資金を共和国S I Zへ上納している。この上納額は支出総額の58.4%もしめているが、これは高等教育のための費用のほか低開発地域における専門教育のための資金援助が含まれているのではないかと推測される。コンミュンS I Zの活動のために1億1625万ディナール（3.4%）が振りむけられている。しかし、専門教育市S I Zの1980年度の「活動報告」によれば、コンミュンS I Zの機能のための支出1948万1621ディナールと基本共同体（複数のコンミュンにまたがる基本共同体が1つあると推測される）の機能のための支出30万ディナールを合わせても、1978万1621ディナール（0.58%）しかない。おそらくこの1億1625万ディナールのなかには、コンミュンS I Zの機能のための支出のほか、投資の7155万ディナールや「技術的剰余」のための個人所得の支払い、つまり職場変更に伴う一時休職期間中の個人所得（100%支給）の2200万ディナールも含まれているのではないかと推測される。

これらを除いた部分で最も大きな割合をしめるのは、定期的活動のための資金の12億1788万ディナール（35.4%）で、中等学校の基本的活動の費用（労働者の粗個人所得、ファンド、減価償却、物的支出、課外選択授業、等）にあてられた。その他は第6表の示すとおりである。

学校施設の投資と修理のために1980年度は7155万1315ディナール支出されたが、この資金は、一定の基準と優先度にもとづき、自主管理協的により、すべてのコンミュンS I Zの同意を得て配分された、と付属文書は述べている。1980年にはバラエボ・コンミュンにおける新しい校舎が完成し、ソボト・コ

第6表 1980年度専門教育ベオグラード市S I Zの決算

収入

1. 専門教育のための個人所得からの納付金収入	3,700,394,573.11
2. 1979年決算からの繰越金	68,080,350.81
3. その他の収入	130,315,247.65
a) 利子およびその他の収入	2,959,726.65
b) 共和国S I Zからの資金	127,355,521.00
収入合計	3,898,790,171.57

支出

1. 定期的活動のための資金	1,217,881,027.10
2. ベオグラード市教育研究所の活動のための資金	13,686,850.00
3. 教科書発行のための資金	4,900,000.00
4. 特別の用途(退職金, 社会への援助)のための資金	9,049,304.00
5. 特定経費(設備, 備品, 等)	54,956,715.00
6. コミュニオンS I Zの活動のための資金	116,250,086.00
7. 専門教育共和国S I Zへの資金の上納	2,008,150,000.00
8. 代議員の交通費	11,945.00
9. reprezentacija のための費用	21,547.10
10. 固定資産の減価償却	115,781.00
11. 総会の活動費	359,330.50
12. 「ベオグラード市の学校教育」誌の費用	544,213.90
13. 社会会計局のサービスにたいする報酬	418,049.00
14. 固定資産保険の割増金	6,567.00
15. 職員旅費	27,406.00
16. 民法上の関係からの個人所得(粗)	106,955.20
17. 労働共同体の定期的活動のための費用(共通専門サービスの)	5,229,000.00
18. reprezentacija に課せられる租税	12,928.10
19. 所得税	4,002,270.40
支出合計	3,435,729,975.90
剰余金	463,060,195.67

出所: *Izveštaj o radu gradske SIZ usmerenog obrazovanja u 1980 god.*,
 Gradska Samoupravna Interesna Zajednica Usmerenog Obrazovanja,
 II/1-01 Br. 105-13.02. 1981. g., Beograd-Tiršova 1a.

ンミューンにおける新しい校舎の建設が開始された。だが、資金のかなりの部分は校舎などの修理にあてられたとのことで、一定の基準にもとづき、45の学校施設と8つの生徒寮 *dom za smeštaj učenika* の修理のために資金が配分された。活動報告は「単一年度に学校施設の修理のためにこれほど多くの資金がさかれたのははじめてのことである。けれども、すべての資金を学校が基準に定められているように目的適合的に使用したのではなく、若干の学校はその資金をまだ使用していないという証拠がある。それゆえ、コンミューンS I Zと市S I Zは、学校施設修理のための資金がどのように使用されたのかを点検し、それに関する情報を代議員に伝える必要がある」と指摘している。

ベオグラードの専門教育市S I Zの予算には1980年度に結果的に約4億6300万ディナールの剰余金が生じた。この剰余金のとり扱いをめぐって、1981年2月13日に開かれた市S I Z総会で議論されたが、結局、この剰余金は次のように配分されることに決った。すなわち、剰余金のうち、4413万4322ディナールは「S I Zの運営がきわめて合理的であった」ことの「帰結」と評価して、1981年度へ繰り越すことにし、共和国S I Zからの還元金1億2000万ディナールは1981年度に使用できることができるので、両者合わせて1億6413万4322ディナールは1981年度予算へ繰り越すことになった。250万ディナールはフォンドにあてられた。そして、残りの約3億ディナール（296,425,873ディナール）は経済（つまり、資金を負担した連合労働組織）へ返還する、というものである。

2月13日の市S I Z総会は1981年度予算を審議した。当初、収入総額を3,968,591,000ディナールと見込んでいたが、それを4,229,598,322ディナールに修正することが、この日の総会で提案され、そして承認された。財源は第1に、専門教育のために個人所得から納付金率3.97%で拠出してもらう納付金で、絶対額としては3,975,464,000ディナールである。第2に、労働者を技術研修生として派遣する特定の企業（労働組織）からの納付金で、90,000,000ディナールである。第3に、前年度からの繰越金の164,134,322ディナールである（第7表）。

第7表 1981年度専門教育ベオグレード市S I Z財務計画

収 入

1. 個人所得からの納付金収入	3,975,464,000
2. 成人教育にかんする協約を締結した労働組織からの納付金収入	90,000,000
3. 1980年度からの繰越金	164,134,322
収 入 総 額	4,229,598,322

支 出

1. 共和国の領域内の基本的活動のための連合した機能（専門教育共和国S I Zへ上納）	1,795,780,000
2. 生徒・学生の勉学条件のため	547,301,000
(1) 中等教育の生徒への奨学金支給のために	61,000,000
(2) 学生の勉学条件のための連合した機能（共和国S I Zへ上納）	423,920,000
(3) 生徒寮の活動	60,500,000
(4) その他の支出	1,881,000
3. コミューンS I Zならびに基本共同体へ	22,650,000
(1) 基本共同体	343,500
(2) コミューンS I Z	22,306,500
4. 市S I Z	1,863,867,322
(1) 専門教育分野の連合労働組織の基本的活動（粗個人所得、ファンド、減価償却、物的支出、課外選択授業等）	1,666,899,322
(2) 市の教育振興を目的とした専門調査活動の連合労働組織（市教育研究所）の活動費用	15,670,000
(3) 専門教育のための研修会	3,162,000
(4) 「ベオグレードの学校教育」誌の発行費用	720,000
(5) “Delegatski list”の発行費用の分担 ^a	210,000
(6) 年金生活に入る労働者の退職金 ^b	8,000,000
(7) 総会とその機関の活動	840,000
(8) 共通専門的サービスの活動 ^c	5,503,000
(9) 「技術的剰余」のための個人所得とファンドの支出 ^d	20,000,000
(10) 投 資	30,000,000
(11) 市社会会計局への支払	563,000
(12) 市S I Zの固定資産の減価償却 ^e	500,000
(13) 中等学校における全人民防衛班の費用の分担	4,600,000

(14) 体育館や教室のない学校のための賃借料	9,000,000
(15) 実現された所得に課せられる租税	4,200,000
(16) 成人教育のための費用	90,000,000
(17) その他の非経済的支出 f	4,000,000
支 出 総 額	4,229,598,322

- 備考： a 月2回発行の雑誌
 b 個人所得の3カ月分
 c 市 S I Z の費用（職員の個人所得を含む）
 d 職場変更に伴う一時休職期間中の個人所得（100%支払）、市内の中学校教師総数5,000人中400人が受給
 e 市 S I Z 事務所の備品用
 f 中学校生徒の国際コンクール参加旅費などを負担

出所： *Odluke o Finansijskom Planu Gradske Samoupravne Interesne Zajednice Usmerenog Obrazovanja Beograda za 1981. Godinu, II/1-01 Br. 105-13.02 1981.g. Beograd-Tiršova 1a.*

1981年度予算の支出総額42億2959万8322ディナールは80年度決算の支出総額と比べると、23・1%伸びている。支出の内訳は第7表のとおりである。このうち共和国 S I Z へ上納する部分は、第1項目と第2項目(2)の合計22億1970万ディナールで、伸び率は前年比10・5%である。支出総額にしめる割合は52・5%である。コンミュン S I Z ならびに基本共同体の独自の機能のために、2265万ディナール（0・54%）支出されることになっている。

市 S I Z のための予算18億6386万ディナールのうち最大部分をしめるのは、やはり中等学校の基本的活動の費用の、16億6689万ディナールで、支出総額の39・4%をしめ、絶対額でも、前年と比べて36・9%も伸びている。

投資は前年の7155万ディナールから3000万ディナールへと大巾に縮小された。81年度は学校は新設されず、すべて学校施設の修理にあてられるとのことである。

この81年度財務計画（81年1月—12月）は何度も審議が重ねられた末、最終的に81年4月の総会で採択された。ただし、第4項目(16)にかんしては合意に達せず、この項だけは採択されなかった、とのことである。

2) 第2経済専門学校の事例

ベオグラードには中等学校が70校あるが、うち5校が経済専門学校である。1938年に創立されたこの第2経済専門学校 II Ekonomska Škola (ベオグラード市、ゴスポダール・ヴァーチッチ通り50)は現在、教職員数90名、生徒数1348名で、①経済技手 ekonomski tehničar ②観光技手 turistički tehničar ③商業技手 komercijalni tehničar を養成する3つのコースを持っている⁽³⁾。

この学校の収入は専門教育市 S I Z から受けとる資金がほとんどであり、それ以上は年5回ある試験にさいして、70人の勤労生徒 (vanredni učenik) から1回につき180ディナール徴収する試験料収入があるぐらいだとのことである。

毎月決算をし、市社会会計局の監査を適時受けている。各四半期ごとの決算は労働者全員集会 Zbor radnih ljudi で承認をうけることになっている。

1980年度の第2経済専門学校の事業の決算は1981年2月27日に開かれた労働者全員集会で議論にかけられた。発表された文書によれば、この日午後1時より労働者全員集会が開催され、90名中72名の教職員が出席した。集会ではまずはじめに集会議長 A・ニコリッチ氏が、出席者が必要な定足数を越えていることを確認したので、正式議題に入った。決算報告がなされ、そして最後に1980年度決算は満場一致で承認された。

それでは、1980年12月31日現在の第2経済専門学校の損益計算書(第8表)を見てみよう。1980年度の総収入2089万6658ディナールのうち96.9パーセントは専門教育 S I Z を通じて得られた資金であった。個人所得総額は1606万9455ディナールで⁽⁴⁾、前年度と比べて15.9パーセント増加している。第2経済専門学校の社会的サービス分野の連合労働組織であり、サービスの提供者として必要な資金を専門教育 S I Z から得ているわけだが、同時に、第2経済専門学校の労働者は医療などの社会的サービスの利用者でもあり、その限りでは、彼らもやはりサービスの提供者に S I Z を通じて必要な資金を負担しなければならない。従って、彼らはそれぞれの S I Z と自主管理協約を結び、自分たちの個

第8表 1979年度および1980年度12月31現在の第2経済専門学校の損益計算書
単位：ディナール

項 目	1979年	1980年
1. 総収入	18,280,056.30	20,896,658.45
うち SIZの枠内でSIZを通じて労働の自由な交換によって実現された所得	15,740,911.00	20,244,282.00
労働の直接的な自由な交換によって実現された所得	2,089,434.50	396,545.95
社会的活動の連合労働組織において市民から実現された所得	336,430.50	214,609.90
その他の所得	113,280.30	41,210.60
2. 支出された資金	2,000,459.07	1,953,714.18
うち 原材料、エネルギーの支出	535,138.40	546,345.80
生産的サービス	478,633.50	108,224.00
その他の物的支出	299,112.65	325,334.20
その他の非生産的サービスおよび著作権料	41,950.70	7,922.20
グラウンド使用料やその他の追加的費用	32,220.00	273,737.60
減価償却	583,617.37	688,985.48
その他の経営費用	29,786.45	3,164.90
3. 所得（1.-2.）	16,279,597.23	18,942,944.27
4. 所得からの支出	1,536,407.00	1,784,610.45
うち 科学・文化SIZ納付金	102,748.20	65,732.15
医療SIZ納付金	199,160.80	206,954.90
社会福祉SIZ納付金	152,837.90	156,860.80
年金・身障者保険SIZ納付金	920,650.60	1,003,700.20
所得に課せられる共和国税	2,921.80	1,898.90
全人民防衛・社会的自衛のための支出	53,942.90	62,744.30
保険割増金	35,128.00	58,919.00
銀行のサービスへの報酬	36,051.90	41,298.10
その他の報酬	32,965.00	186,502.10
5. 純所得（3.-4.）	14,743,190.23	17,158,333.82
6. 学校ファンド	878,603.95	1,088,878.60
うち 住宅建設にあてられる部分	192,652.80	224,086.90
その他の共同消費のための部分	441,757.20	485,932.90
労働の物質的基礎整備のためのファンド	—	94,714.70
積立金	244,193.95	284,144.10
7. 個人所得（5.-6.）	13,864,586.28	16,069,455.22

第2経済専門学校が監査をうけるためにベオグラード市社会会計局へ提出した報告書 Poslovni Rezultat u Toku Godine — Bilans Uspeha. より作成。

人所得のなかから納付金をそれらの S I Z に拠出している。これらの納付金は範疇的には個人所得からの納付金ではあるが、この損益計算書では便宜的にか、所得からの支出の項目に計上されている。

拠出される納付金の額は次のように算出される。1980年度の個人所得総額1606万9455ディナールから若干の控除をおこない、納付金の算出基準 (osnovica) を求める⁽⁵⁾。1980年度の算出基準は1493万9126ディナールであった。これに、S I Zの総会で定められた納付金率を掛けると、各S I Zの納付金が確定する。1981年2月27日の労働者集会の結果を伝える文書には1980年度の各S I Zの納付金率が次のように記されている。

身障者・年金保険のための納付金	……………6.57%
義務的健康保護のための共和国 S I Z 納付金	……………0.32%
児童福祉のための共和国 S I Z 納付金	……………1.05%
科学のための共和国 S I Z 納付金	……………0.44%
鉄道への納付金 ⁽⁶⁾	……………1.75%
住宅建設のための納付金 (ベオグラードの 住宅 S I Z へ資金を連合させるための)	……………1.50%
国防のための納付金	……………0.42%

従って、児童福祉のための共和国 S I Z 納付金は15万6860.8ディナール(14,939,126×0.0105=156,860.80、損益計算書には社会福祉 S I Z 納付金として計上)、科学のための共和国 S I Z 納付金は6万5732.15ディナール(14,939,126×0.0044=65,732.15)、国防のための納付金は6万2744.3ディナール(14,939,126×0.0042=62,744.30、全人民防衛・社会的自衛のための支出として計上)、住宅建設のための納付金は22万4086.9ディナール(14,939,126×0.015=224,086.90、純所得から住宅建設にあてられるファンドとして計上)となる⁽⁷⁾。

身障者・年金保険 S I Z 納付金(14,939,126×0.0657=981,500.60)と義務的健康保護のための共和国 S I Z 納付金(14,939,126×0.0032=47,805.20)のいずれも損益計算書(後者は医療 S I Z 納付金として)に計上されている金額とは合致しない。これはおそらく、別にコンミュンないしは市レベルの S I

Z納付金があるためではないだろうか。

なお、決算書には積立金が284,144.10ディナールとなっている。このうち、連合にかんする自主管理協約にしたがい、8,981.30ディナールがベオグラード共同積立金ファンドへ、573.40ディナールが共和国積立金ファンドへ支出されたことも報告され、承認された。

ところで、ユーゴ経済は近年深刻なインフレに直面しており、そのため、2年ほど前より、国全体で経済安定化（*Ekonomska Stabilizacija*）が最重要課題の一つとされ、経済のひきしめがなされている。第2経済専門学校が1981年度に専門教育S I Zを通じて受けとる所得は2221万6560ディナール（前年度比9.7%増）と見込まれている。一人あたりの個人所得のひき上げは17%を見込んでいる。物価上昇は1981年の上半期だけで約25パーセントを記録しているので、第2経済専門学校の労働者は、他分野の労働者と同様に、昨年につづく個人所得の実質切下げをうけ入れることを余儀なくされているわけである。

専門教育ベオグラード市S I Zと第2経済専門学校の事例をつうじて、S I Zがどのように活動しているかをかいま見ただけだが、これらの事例からも、ユーゴではいろいろの困難をかかえつつも公教育がS I Zを中心に十分展開できていることが確認できるであろう。

(1) ユーゴの教育制度については、拙稿「ユーゴスラヴィアの教育事情」『季刊教育法』42号（1981年12月）、43号（1982年3月）、参照。

(2) それらの資料は次のとおり。

Izveštaj o radu gradske SIZ usmerenog obrazovanja u 1980 god., Izvod Zbora Radnih Ljudi II Ekonomske Škole, Beograd, 27. februar 1981 god.; Poslovni Rezultat u Toku Godine — Bilans Uspeha — od 1. januara do 31. decembra 1980 godine, II Ekonomske Škole.; Bilans Stanja na dan 31. decembra 1980 godine, II Ekonomske Škole.

(3) この学校では90人の労働者が働いている。うち69名が教員（profesor）であり、残り21名が職員である。職員の構成は次のとおりである。

校長 direktor	…… 1人
校長補佐 pomoćnik	…… 1人
書記 sekretar	…… 1人

事務職員 <i>administravni službenik</i>	…… 1人
会計主任 <i>šef računovodstva</i>	…… 1人
出納係 <i>blagajnik</i>	…… 1人
清掃婦 (360㎡あたり1人)	……11人
給炭夫	…… 1人
給炭夫助手	…… 1人
門番・受付	…… 1人
タイピスト	…… 1人

- (4) 教員の個人所得は、大学を卒業して勤めはじめたばかりの24歳の教員の場合、月額9,524ディナール、年金生活入り直前の老教師の場合、月額12,512ディナールであり、その格差は非常に小さい。校長の個人所得は月額約17,000ディナールである。
- (5) どのようにして個人所得総額から控除をおこない、納付金の算出基準を求めるのかは全く不明である。
- (6) 鉄道への納付金については全く不明である。
- (7) 会計主任によれば、1938年の創立以来、昨年までは同校は銀行からの融資をうけたり、その他の借金をしたことはなかった。今年になってはじめて1軒のアパート *stan* を入手するための資金が足りなく、銀行から830,000ディナールを年利12パーセント、10年返済という条件で借り入れたとのこと。なお、ベオグラードでは住宅問題が深刻で、アパート入手まで「相当時間」がかかるとのこと。住宅問題が未解決の人は90人の教職員中8人いる。そして今後数年間は新規にアパートを入手できる見通しはない、とその会計主任は語っている。

V. むすびにかえて——可能性と問題点——

以上、ユーゴスラヴィアにおける **S I Z** を紹介したが、最後に次のようなことが総括的に言えるのではないだろうか。

第1に、教育を例にとつて言えば、公教育費は勤労者の個人所得や連合労働組織の所得から拠出される納付金によってまかなわれるが、それは国家財政を媒介とせずに、コンミュン単位に組織される **S I Z** をつうじて確保される。この **S I Z** は、学校の代表、地域共同体の代表、連合労働組織の代表によって管理される。こうすることによって、住民や連合労働組織は地域の教育に直接影響をおよぼすことができるのである。そもそも公教育のための資金はもとを

ただせば勤労者の労働が生み出したものである。これが国家財政を経て学校に配分されるような制度のもとでは、必然的に国家予算の配分にたずさわる官僚や中央政界の政治家が、国家資金をあたかも自分の金であるかのように考え、具体的な教育内容にまで介入し、統制をくわえるようになるのである。教育条件整備のための予算の充実を中央の国家機関に要求することは正当であるとしても、「金を出せ、だが、口を出すな」という論理には限界があるように思われる⁽¹⁾。このことは教育だけに限らない。科学、文化、医療、保険などにも言えることではないだろうか。日本の将来を考えるさい、ユーゴの経験は示唆に富むものと言えよう。

第2に、S I Zは社会的サービス分野の活動を無政府的な市場の作用に委ねてしまうのではなく、また国家を媒介とするのではなく、直接に経済諸分野と連関させることによって、直接的生産者同士の水平的結合を強化し、さらに社会的自主管理に多くの勤労者大衆をひき入れ、国家死滅の物質的条件、主体的条件を作り出す可能性を与えるものだと言えるのではないか。しかし、それは現在、まだ可能性にとどまっている。この可能性を現実性に転化するためには、労働者階級が自分たちの文化水準を高め、経験をつみながら、主体的力量をいっそう向上させることが不可欠だと言えよう。

しかし、現在のS I Zの活動に問題がないわけではない。新聞を読んでいると、S I Zの書記の汚職事件なども散見される⁽²⁾。数は限られているとはいえ、「S I Zにおいて執行機関や行政的・専門的サービスの役割がまだ非常に重大」だという事例も見られる。官僚制にとってかわることが期待されているにもかかわらず、そのS I Z自体が官僚制化する危険性もはらんでいる。1980年11月6日に開かれたセルビア共和国コンミュン共同体第5回総会でも、S I Zの運営に労働者が十分影響力を行使しえてないことが問題とされ、「自主管理利益共同体の制度をたえず批判的に点検し、われわれの憲法上の概念に適合させなければならない⁽³⁾」と強調されたほどである。

本稿では、筆者は物的生産分野のS I Zと住宅部門のS I Zについてはほとんど述べることができなかつた。これはもっぱら資料的制約によるものであ

る。これらの分野のS I Zの実態を明らかにし、そして社会全体の計画化との関連で、自主管理社会主義社会においてS I Zがどのような役割をはたしているかを明らかにすることが筆者に残された課題である。

なお、本稿をまとめるうえで、筆者はユーゴ研究者の山崎那美子、志村徹磨の両氏にたいへんお世話になった。ここに記して謝意を表したい。

- (1) わが国において既に100年も昔、自由民権運動のなかに、教育費を地方税（国政委任事務遂行の補完的財源）に求めることに反対して、地域人民の協議費によって学校を維持し、公教育を自主的に組織化しようという主張が存在したことは注目に値する。黒崎勲『公教育の研究』青木書店、1980年、67ページ参照。

なお、黒崎勲氏は自由民権運動の公教育費論をほりおこしたうえで、「今日、教育の自由を説く教育の内的事項外的事項区別論は、『国家による国民教育』を反価値とする志向をもちながら、公教育費の人民協議的形態の否定によって成立した公教育費の国家的形態を公教育費の唯一の存在形態であるとの前提を疑わないところに生みだされた理論であると考えられる」と指摘している。同上書、128ページ。

- (2) たとえば、「書記が社会福祉のための金を着服した」という事件。Novine "Politika", 8. novembar 1980.
- (3) Novine "Politika", 7. novembar 1980.

付 記

本稿は、拙稿「ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共同体」（『経済科学通信』33号）を、新しい資料をとり入れながら、大はばに修正・加筆したものである。

1981年9月16日脱稿